

○豊島区公園等みどりの協定実施要綱

平成15年3月28日

区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、公園等でのみどりの協定の実施について必要な事項を定め、地域住民の自主的な活動を促すことにより、公園等をより親しまれ、愛される空間とするとともに、地域環境の美化と地域コミュニティの醸成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公園等

豊島区立公園をはじめ児童遊園や道路など、不特定多数の者がみどりの効用を享受できる公共的な場所をいう。

(2) 公園等みどりの協定

地域の緑化を推進しようとする団体（以下「地域団体」という。）が、前号に規定する公園等の管理者と締結する当該公園等で実施するみどりの育成及び維持管理に関する協定をいう。

(公園等みどりの協定の実施)

第3条 公園等みどりの協定（以下「協定」という。）を締結した地域団体の代表者は、区長にその認定を求めることができる。

2 区長は、前項の協定が本要綱の目的及び第4条の要件を満たす場合には、これを認定する。

(認定の要件)

第4条 区長が前条第2項の規定により認定する地域団体の要件は、次の各号に定めるところによる。

(1) 地域の緑化に意欲と熱意を持った地域住民で組織する団体であること。

(2) 構成員が、原則として5名以上の団体であること。

(3) 次の事項を遵守すること。

ア 周辺の景観を考慮して協定活動を行うこと。

イ 公園等での他の利用者へ十分配慮して協定活動を行うこと。

ウ 年間をとおして協定活動を行うこと。

(認定申請)

第5条 第3条第1項の規定により協定の認定を受けようとする地域団体の代表者は、公園等みどりの協定認定申請書（別記第1号様式）により区長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請にあたっては、協定書、図面その他協定の内容を明らかにする書類等を添付しなければならない。

(認定)

第6条 区長は、第3条第2項の規定により協定を認定したときは、公園等みどりの協定認定書（別記第2号様式）を交付するものとする。

(支援等)

第7条 区長は、第3条第2項の規定により認定した地域団体（以下「認定団体」という。）に対して、予算の範囲内で、協定活動に必要な器材、苗木、肥料等緑化資材を支給することができる。

2 前項の規定による緑化資材の支給は、原則として毎年度4回以内とする。

3 第1項に規定する資材の支給は、国及び地方公共団体その他公共団体等から助成金の交付を受けている場合には適用しないものとする。

(認定の取消)

第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、公園等みどりの協定認定取消通知書（別記第3号様式）により、協定の認定を取り消すものとする。

(1) 認定団体から公園等みどりの協定認定取消申出書（別記第4号様式）が提出されたとき。

(2) 協定が有効に成立しなくなったとき。

(3) 第5条に規定する認定の要件を満たさなくなったと区長が判断したとき。

(4) 認定団体はその活動を遂行できないと区長が判断したとき。

(保険の加入)

第9条 区長は、認定団体の活動に起因する偶発的な事故により、認定団体に生じた損害を補填するための保険に加入することができる。

(委任)

第10条 この要綱の運用について必要な事項は、土木部長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。なお、この要綱の施行前に豊島区みどりの保護と育成に関する要綱（昭和57年豊島区要綱第32号）第17条第1項第2号の規定によ

り認定を受けたみどりの協定は、この要綱の規定により認定されたものとみなす。

様式 略